

William G. McLoughlin, *Revivals, Awakenings, and Social Reform: An Essay on Religion and Social Change in America, 1607-1977* (The University of Chicago Press, 1978).

① 1730 - 60    ② 1800 - 1830    ③ 1890 - 1920    ④ 1960 - 1990

### 独立宣言（1776年7月4日）

世のなかが移り変わるにつれて、ある国民がそれまで政治的結びつきを保持してきた他の国民との関係を清算し、自然の法と神の法ともとづいて、世界の諸国家との間に独自で対等な地位を築くのが必要だと感じるようになる場合がある。その場合、全世界の人びとの意見に謙虚に敬意を払おうとすれば、分離することが避けられなくなった事情について理由を明らかにしなければならないであろう。

われわれは、次のような真理をごく当たり前のことだと考えている。つまり、すべての人間は神によって平等に造られ、一定の譲り渡すことのできない権利をあたえられており、その権利のなかには生命、自由、幸福の追求が含まれている。またこれらの権利を確保するために、人びとの間に政府を作り、その政府には被治者の合意の下で正当な権力が授けられる。そして、いかなる政府といえどもその目的を踏みにじるときには、政府を改廃して新たな政府を設立し、人民の安全と幸福を実現するのにもっともふさわしい原理にもとづいて政府の依って立つ基盤を作り直し、またもっともふさわしい形に権力のありかを作り変えるのは、人民の権利である。

.....

アメリカの植民地は、現実に、また権利にもとづいて、自由かつ独立した邦になるべきである。イギリス国王に対する忠誠義務を拒絶する。・・・したがって、アメリカの諸邦は自由かつ独立した国家として、戦争を開始し、和平を締結し、同盟関係を結び、通商関係を確立する。また独立した国家がおこなう権利を持つ、その他全ての行為および事柄についても実施する完全な権利を保持する。

われわれは、畏れ多い神の摂理の保護を心から信じつつ、生命および財産、それに名誉をかけてこの宣言を指示することを、相互に誓約する。



大陸会議（連合会議）によって1782年に認可された国璽